

集中改革プラン

平成18年3月

福島県平田村

第 1 基本的な考え方

(1) 村財政の現状と今後の展望

我が国は今、不安定な国際情勢、世界経済の競争激化、少子高齢化の急速な進展など、国内外で様々な課題に直面しており、経済社会システム全般にわたり、構造改革が鋭意進められています。

また、最近の日本経済は、企業収益が改善し設備投資が増加するなど、景気が堅調に回復しているものの、中小企業は依然として厳しい状況にあり、雇用情勢も完全失業率が高水準にあるなど、楽観を許さない状況にあります。

このような中、国内では、我が国の発展を支えてきた経済社会システムの抜本的改革が大きな課題となっており、平成 17 年度末には国・地方を通じた長期債務残高が約 775 兆円と国内総生産（GDP）の 150.8% にまで膨らむことが見込まれています。このため、国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、効率的で小さな政府を実現するため、

国庫補助・負担金の廃止や縮減などの改革

地方交付税の全般的な見直し、総額抑制などの改革

税源移譲を含む財源の見直し

を内容とする三位一体改革を強力に推し進め、地方歳出の徹底した見直しを行うこととされています。

地方においては、地方税収・地方交付税の原資となる国税収入の減少等により、引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残高が急増しており、その償還が将来の大きな負担となるなど、極めて厳しい状況にあります。

本村においても、三位一体改革の議論がなされている中で、地方交付税が平成 11 年度の 22 億 9 千万円（特別交付税を含む）をピークに毎年減少を続けており、特に平成 16 年度には臨時財政対策債を含む交付税総額は 19 億 4 千万円となり対前年度比で 1 億 6 千万円の大幅減少、さらに平成 17 年度では対前年度比約 1 億 4 千万円の減少が見込まれています。交付税は決算ベースでピーク時の平成 13 年度では約 55.3% を占めておりましたが、平成 16 年度には約 46.8%（臨財債含む）と構成比が落ち込み、その補完に基金取り崩しによる予算編成が続いております。そのため、ここ数年は、基金取り崩しが積立額を上回り、標準財政規模も平成 10 年度以降毎年マイナス成長の財政構造が続いており、財政が急速に悪化し危機的状況にあります。

特に人件費、福祉関係費などの義務的、経常的経費が増加し、財政が硬直化している状況では地方分権や少子高齢化への住民ニーズに対応する財源が見出せない状況にあります。

これからは、地方分権の進展や少子高齢化の進行、広域的な行政需要の増大、義務教育施設の老朽化や村道の整備など多大な公共投資が予想されます。

近年、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化が求められ、そのための手段として市町村合併が全国的に進められました。

本村は、自律の道を選択し平田村として持続する村づくりを推進するため、前例を踏襲しない施策を展開する必要があります。現状のままでは普通建設事業費の大幅な減少、扶助費の増加が見込まれるため、今後は、将来の財政状況を的確に見通しながら、毎年度の予算編成をしていく必要があります。

本村は今まで、住民の負担を低く抑えながら、道路整備、農業集落排水などの生活基盤整備、公共施設の整備を進めるとともに、保健福祉サービスを充実してきました。今後は、このような厳しい財政状況を克服していくため、徹底した行財政改革を断行していくことが強く求められています。

(表1) 平田村の財政状況

今後の財政見通しについては、景気低迷の経済背景や国・地方の厳しい財政状況を踏まえると、国から交付される地方交付税の大幅な減少が予想されています。さらに、歳入額の減少を補っていた基金についても減少の一途をたどり、残高が少なくなってきました。

下記のとおり財源不足が予測されており、大幅な見直しが必要となっています。

(単位:千円)

区分	項目	17年度 決算見込	18年度 決算見込	19年度 決算見込	20年度 決算見込	21年度 決算見込	
歳入	自	(1) 村 税	550,730	541,939	533,395	525,027	516,830
	主	(2) 使用料、手数料等	106,530	105,465	104,410	103,365	102,331
	財	(3) 繰入金	13,322	8,405	8,405	8,405	8,405
	源	(4) 財産収入、諸収入等	239,407	198,139	105,655	105,722	105,803
	依	(5) 地方譲与税等	198,026	196,048	194,089	192,150	190,230
	存	(6) 地方交付税	1,695,925	1,577,210	1,525,092	1,474,873	1,426,473
	財	(7) 国・県支出金	291,431	240,745	249,595	250,682	214,995
	源	(8) 村 債	261,600	416,200	263,000	174,200	97,300
		合 計 A	3,356,971	3,284,151	2,983,641	2,834,424	2,662,367
		ひらたの財政計画見直し額 B	0	57,055	79,057	109,061	243,748
	歳入合計(決算見込額) C=B-A	3,356,971	3,227,096	3,062,698	2,943,485	2,906,115	
歳出	性	(1) 人件費	797,162	792,822	746,407	688,524	676,352
	質	(2) 物件費	371,274	360,136	349,332	338,852	328,686
	別	(3) 維持補修費	41,566	37,409	33,668	30,301	27,271
	支	(4) 扶助費	160,101	163,303	166,569	169,900	173,298
	出	(5) 補助費等	426,834	417,654	408,849	400,398	392,281
	区	(6) 公債費	617,484	600,784	607,882	613,953	574,325
	分	(7) 積立金	51,138	46,268	0	0	0
		(8) 投資・出資・貸付金	5,693	11,278	35,248	105,283	167,715
		(9) 繰出金	368,184	382,004	398,495	406,994	409,146
		(10) 投資的経費	425,000	576,108	570,339	521,812	423,366
	合 計 A	3,264,436	3,387,766	3,316,789	3,276,017	3,172,440	
	ひらたの財政計画見直し額 B	0	246,439	265,527	336,897	279,958	
	歳出合計(決算見込額) C=B-A	3,264,436	3,141,327	3,051,262	2,939,120	2,892,482	
	歳入歳出差引	92,535	85,769	11,436	4,365	13,633	

(ひらたの財政計画から)

(2) 改革の必要性和理念

厳しい行財政環境の中、地方分権や少子高齢化社会への対応を的確に克服していくため、新たな発想による改革を断行していきます。また、住民ニーズの多様化にも住民と行政の役割分担の見直し、新たなしくみの構築を図り、行政コストの削減だけでなく持続可能な財政運営を目指していきます。

行政の公平性、効率性の追求

行政サービスの公平性、適正な受益者負担を原則とします。

真に必要な事業は何か。事業の選択を行い重点的な財源配分による効率的な行政運営を追求していきます。

また、競争原理によるコスト意識の醸成と成果志向への転換を図るため職員の意識改革をし、前例踏襲を打破するとともに行政の透明性を図る観点から明確な説明責任を果たすことができる情報公開の一層の推進と意思決定のスピード化を図ります。

住民と行政の協働によるむらづくり

行政主導から住民が主役であるという原点を忘れず、自己決定、自己責任に基づき、住民が主体的に参画するむらづくりを進めていきます。そのためには、地域住民、民間団体、行政が情報を共有して、役割を分担し、対等な立場、協働の精神で連携し、自立した地域社会づくりを目指すこととし、それでも困難な場合、行政は補完・支援を行うこととします。

生活満足度の向上

利便性の向上だけでなく、人々のふれあい、地域コミュニティの育成、多様なネットワークの形成、産業の活性化を図り心の充実が実感できる施策の推進を行っていきます。

(3) 基本原則

集中改革プランは、行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施し、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を図るために策定したものです。

計画期間 平成 17 年度を起点とし、概ね平成 21 年度までの 5 年間の具体的な取り組みを明示します。

改革手法 前例踏襲を打破し、新しい発想を取り入れ、抜本的に改革します。

ア.健全な財政運営の構築

先行き不透明な経済や構造改革などの厳しい財政環境にあることから、財源の確保や経常的経費の削減により、将来にわたって住民が安心して暮らし続けることができる財政基盤を確立します。

イ.効率的・効果的行政システムの構築

時代の変化を敏感にキャッチし、事務事業などの再構築や住民と協働による行政経営を目指すため、行政コストを縮減し、住民ニーズに的確かつスピーディーに対応できるシステムへ転換していきます。

ウ.職員の意識改革

時代の要請に応えられる、使命感と能力を持った職員への意識改革を行っていきます。職員一人ひとりが事務事業の費用対効果や自治体経営のあるべき姿など、常に改革意識を持ちながら職務に取り組んでいきます。そして、住民の喜び、住民の幸せのために働くことが地域の活性化に繋がっていくという認識に立って職務を遂行していきます。

第2 策定の経過

本村の行政改革は、平成12年3月に策定した平田村行政改革大綱によって、事務事業の見直しから組織の簡素合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、OA化等事務改革の推進に至る行政改革に積極的に取り組んできたところであります。

平田村は自律という道を選択し歩みを進めるものの、市町村合併が行政改革の大きな方策であるとの認識に立ち、各市町村の合併に対する現状・動向を勘案しつつ、村の方向性を検討し、社会変化に対応した簡素で効率的な行政を構築する必要があるため、平成17年12月に、平田村行政改革推進委員会から提出された答申書の内容を組み入れた、平田村行政改革大綱を策定しました。

また、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)が示され、各地方公共団体の行政改革大綱の見直しとともに、これに基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度から21年までの5カ年間の具体的な取り組みを住民に分かりやすく明示した計画「集中改革プラン」を策定し、公表することが求められているため、行政改革推進委員会及び行政改革推進本部において審議を重ね「平田村行政改革集中プラン」を策定しました。

<事務事業の再編・整理、廃止・統合>

1. 事務事業の再編整理等の目標

時代の変化に伴い複雑・多様化する村民ニーズに柔軟に対応するため事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進める。

また、再編・整理等を行うにあたっては、行政改革推進本部、行政改革推進委員会、行政事務研究会等において調整を行い、広報、ホームページなどを通じてその状況を公表していく方向で検討する。

(1) 平成17年度～21年度までの5年間における再編・整理等目標

No	項目	内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	「広報ひらた」「行政だより」	広報紙、行政だよりを定期的に発行し、行政情報を村民に周知している。内容(記事)を厳選し充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施
2	「広報ひらた」等へ有料広告	広報ひらた、行政だよりに有料広告を掲載することについて検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
3	ホームページの内容充実	利用者の目的や関心事に即した分かりやすく利用しやすいホームページづくりを進めるとともに、高齢者、障害者等が容易に利用できる情報のバリアフリーの確保に努める。有料広告について検討します。	検討	実施	実施	実施	実施
4	窓口業務	毎週水曜日午後7時まで時間外窓口を実施しています。平成18年度中に窓口業務内容の全般的な見直しを行い、利便性の向上に努めます。	検討	実施	実施	実施	実施
5	電子自治体の構築	ITの便益を最大限に活用するとともに、行政事務の電子化を推進し、行政の簡素・効率化と行政サービスの利便性向上を目的とした電子自治体を構築する。平成17年度に策定する「平田村電子社会推進計画」を基にソフト・ハードの整備を進めます。	検討	実施	実施	実施	実施
6	法令関係例規集の整理	最新の法令については、インターネットなどで検索できるため、追録加除式の例規集を必要最低限とします。	検討	実施	実施	実施	実施

No	項 目	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
7	村例規集	村例規集をホームページに掲載し、村民への公開を図るとともに、紙ベースの例規集は必要最低限とします。	検討	検討	実施	実施	実施
8	各種委員会、協議会等の統廃合	各種委員会、審議会等の目的や業務内容、公募委員枠等を考慮した上で整理統合や委員数の検討を行い、経費の削減と合理化を図ります。	検討	検討	実施	実施	実施
9	委員会等の会議公開	委員会等の会議については原則公開とし、透明性の確保を図ります。	検討	検討	実施	実施	実施
10	各種団体事務	職員が各種団体の事務局を引き受けているケースが多いため、その必要性、効果等を勘案し団体の自立を促します。	検討	実施	実施	実施	実施
11	(仮称)報酬等審議会設置	報酬等の在り方について、検証するため「(仮称)平田村報酬等審議会」を設置し、全般的な見直しを行い、支給の必要性、金額等について調査研究する。	検討	検討	実施	実施	実施
12	芝桜まつり運営	実行委員会を組織し運営しているため自立した運営組織とします。	検討	検討	検討	実施	実施
13	イベントスポンサーの募集	村が主催するイベントについて、スポンサーを募集し、開催経費の村負担分を縮減します。	検討	検討	実施	実施	実施
14	学校給食センター運営	児童・生徒に望ましい食習慣を身につけさせ、バランスのとれた栄養を確保させるため年間を通して調理・配送業務を一部委託しながら実施しているが、民間に完全委託することを検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
15	補助金・負担金・助成金の整理統合	補助金等については、存在する意義が薄れたもの、補助効果が乏しいものなどについて、廃止、縮減、統合を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施
16	補助金・負担金・助成金の期限設定	補助金等について、補助期限を設定します。	検討	検討	実施	実施	実施
17	結婚祝金支給	結婚祝金の支給の在り方について検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
18	特別敬老祝金	特別敬老祝金の支給の在り方について検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
19	赤ちゃん誕生祝金	赤ちゃん誕生祝金の支給の在り方について検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
21	旅 費	全般的な見直しを実施します。特に日当支給について検討します。	検討	実施	実施	実施	実施

No	項目	内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
22	各種委員会等における先進地調査	インターネットを活用することにより先進地調査は原則廃止します。調査を実施した場合には、復命の徹底と情報共有に努めます。	検討	検討	検討	実施	実施
23	未利用公共施設の有効利用	利用されていない公共施設の有益資産活用を検討します。	検討	検討	検討	実施	実施
24	教員住宅の資産活用	利用されていない教員住宅を一般住宅として貸し付ける	検討	実施	実施	実施	実施
25	不用存地の管理	法定外公共物並びに村有普通財産を法令に基づいた適正管理を実施します。 土地利用計画と整合性を図りながら不用存地については、譲渡することを検討します。	検討	実施	実施	実施	実施
26	業務マニュアルの作成	窓口業務、日直業務、住宅管理業務等のマニュアルを整備します。ノウハウの共有と標準化により正確で質の高いサービスを提供することに努めます。職員異動に伴う事務引き継ぎ時の効率低下を防止します。	検討	検討	実施	実施	実施
27	各種冊子等の作成	現在、各種計画書や統計情報、観光パンフレットなどの冊子を紙ベースで作成しています。必要性、発行間隔等を見直し、印刷製本費の抑制に努めます。印刷する場合は、基本的には自主製本します。	検討	実施	実施	実施	実施
28	マイクロバス運用方法の検討	村で保有しているマイクロバスについて効率的な運用を検討します。	検討	実施	実施	実施	実施
29	道路整備事業	整備の効果等を勘案しながら優先順位を付け事業を執行します。個々の事業については、平成17年度策定する財政計画並びに総合計画（第4次）に基づき事業を執行します。	検討	実施	実施	実施	実施
30	公共工事のコスト縮減	公共工事コスト縮減を図るため、施工方法の工夫などにより、一層のコスト縮減を進めます。（主な縮減方法・工法変更、工種変更、事業規格変更、事業変更、事業廃止）	実施	実施	実施	実施	実施
31	公用車の集中管理	公用車の集中管理を行い稼働率を高めるとともに、計画的に台数削減を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施
32	庁内経費の削減	予算編成に際し、削減目標を設定し経常的な経費削減を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施
33	職員間の事務連絡	職員間の事務連絡については、日程管理システムを有効に活用し、紙代を節約します。	検討	実施	実施	実施	実施

No	項目	内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
34	学校物品等の一括購入	学校の物品等の購入において、一括購入方式を導入し経費節減及び伝票の削減を図ります。	検討	検討	実施	実施	実施
35	保守業務	施設設備等の保守管理について一括契約し経費縮減を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施
36	複写機	村内公共施設に設置されている、複写機16台を一括更新し、導入費用、管理費用を縮減します。	検討	検討	実施	実施	実施
37	消耗品の一括管理	消耗品については、総務課で一括管理・発注し経費節減を図ります。	検討	検討	実施	実施	実施
38	納税貯蓄組合奨励金	奨励金の廃止にむけて検討します。	検討	検討	実施	実施	実施
39	口座振替制度の推進	口座振替への加入促進します。	検討	検討	実施	実施	実施
40	公営企業会計への繰出金	公営企業会計への繰り出し金は、法定基準額のみとすることを基本とします。	検討	実施	実施	実施	実施
41	スクールバスの運行	スクールバスの運行について検討します。	検討	検討	検討	実施	実施
42	国際交流民泊事業	事業の在り方について全般的な見直しを実施します。	検討	検討	実施	実施	実施

上記に掲げられている、項目以外についても次の視点で見直しをする。

- (1) 所期の目的は達成されていないか
- (2) 住民と行政の役割分担はどうか、また、行政の関与の必要性はどうか
- (3) 費用対効果、必要性、事業効果はどうか
- (4) 使用料、手数料は適正か
- (5) 住民間の公平性はどうか
- (6) 緊急を要する事業か、また、実施可能か
- (7) 社会経済情勢に合っている事業か
- (8) 民間活用、委託のほうが経費節減できる事業はないか
- (9) 村の個性、特色が生かされる事業か
- (10) 手続きが簡素化、効率化できないか
- (11) イベント等、住民の目線からみて必要な事業か、また、主体的に参加できるものか
- (12) 統合を図れる事業はないか
- (13) 個人を対象とした現金給付等の扶助費や奨励金は妥当か

庁内での推進体制

平田村行政改革集中改革プランに基づき、自律するむらづくりを目指して、推進体制を整備し、強力に推進します。同プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて改革を実行していくとともに、村長を本部長とする「平田村行政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、職員で構成する「行政事務研究会」においても、個々の推進項目について、現状と課題、進行状況などを調査研究し、必要に応じて行政改革推進本部に進言することとします。

住民とともに改革推進

広報や村のホームページを利用し、住民に広く情報を公開し、住民代表者や学識経験者で構成する「平田村行政改革推進委員会」において住民の声を改革に反映しながら、住民とともに改革を推進します。

行政評価システムの導入

村の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、村政運営における行政資源の効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより、行政の透明性の向上を図り、村民参画の村政を推進する。なお、行政評価システムについては平成19年度までを導入に向けた調査研究期間とし、平成20年度に導入することを検討します。

＜民間委託等の推進＞

1. 公の施設についての取組目標

(1) 16年度末における管理運営の状況

施設の種類	指定管理者 制度導入済 み施設数	管理委託制 度導入済 み施設数	業務委託実 施済み施設 数	全部直営	計
レクリエーション・スポーツ施設		1	1	5	7
産業振興施設		5		3	8
基盤施設				4	4
文教施設		1		4	5
医療・社会福祉施設		2	1	3	6
合 計		9	2	19	30

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ・平成17年10月に指定管理者制度への円滑な移行を進めるための基本的な考え方、手順を定める、「指定管理者制度導入に関する基本方針」を定めた。
- ・指定の手続き、その他の共通事項をまとめた「通則的な条例」を平成18年3月議会で制定する予定。合わせて指定申請等の「条例施行規則」も平成17年度末までに制定する予定。
- ・基本方針に基づき、全部の施設を直営・制度の導入を平成18年6月までに検討し、平成18年6月議会で指定する予定。

施設の種類	指定予定数	直営予定数	計
レクリエーション・スポーツ施設	6	1	7
産業振興施設	5	3	8
基盤施設		4	4
文教施設	3	2	5
医療・社会福祉施設	2	4	6
計	16	14	30

2. 公の施設以外の施設についての取組目標

(1) 16年度末における

- ・全部委託実施済み施設数 なし
- ・一部委託実施済み施設数 なし
- ・全部直営施設数 なし

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標 なし

3 . その他の事務についての取組目標

(1) 1 6 年度末時点の委託状況

項 目	直営・委託	内 容
本庁舎清掃	全部直営	
本庁舎夜間警備	全部委託	機械警備
案内・受付	全部直営	
電話交換	全部直営	
公用車運転	一部委託	村長公用車のみ委託
し尿処理	全部委託	一部事務組合へ委託
一般ゴミ収集	全部委託	一部事務組合へ委託
学校給食	一部委託	調理業務の一部を委託
学校用務員事務	一部委託	用務員業務の一部を委託
水道メーター検針	全部委託	
道路維持補修	一部委託	道路補修業務の一部を痛く
ホームヘルパー派遣	－	
在宅食事サービス	－	
情報処理・管理	一部委託	電算機器保守管理業務についてのみ委託
ホームページ作成・運営	全部直営	
調査・集計	直営	
総務関係事務	全部直営	

(2) 1 7 年度～ 2 1 年度までの 5 年間の取組目標

項 目	今後の 取り組み	内 容
本庁舎清掃	全部直営	
本庁舎夜間警備	全部委託	機械警備を継続
案内・受付	全部直営	
電話交換	全部直営	
公用車運転	一部委託	村長公用車の運転業務を委託
し尿処理	全部委託	一部事務組合へ委託を継続
一般ゴミ収集	全部委託	一部事務組合へ委託を継続
学校給食	全部委託	民間に完全委託することを検討
学校用務員事務	一部委託	学校用務員事務の一部を委託
水道メーター検針	全部委託	
道路維持補修	一部委託	補修業務の一部を委託
ホームヘルパー派遣	－	
在宅食事サービス	－	
情報処理・管理	一部委託	電算機器保守管理業務についてのみ委託
ホームページ作成・運営	一部委託	機器保守業務を完全委託する。
調査・集計	直営	
総務関係事務	全部直営	

<定員管理・給与の適正化関係>

(1) 基本方針

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、国・地方を通じて行財政改革の推進に協力に取り組んでいるところである。

村においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたところであるが、その進捗状況については住民の厳しい廃線があるところであり、これらの状況を認識の上、更なる改革を進める必要がある。

よって、定員管理にあたっては、「平田村行政改革大綱」に基づき、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこととする。

(2) 具体的方針

過去5年間の全国の地方公共団体の総定員の状況は、平成11年から平成16年までで4.6%純減している状況であり、今後5年間でこの実績を上回る定員削減を図り、数値目標を公表するよう総務省から指針が示されたところである。

平田村においては、平成11年から平成16年までで8.91%純減している状況であり、国の指針の数値目標を大きく上回っている。

しかし、村の財政状況と住民の意識を勘案した場合、さらなる定員の削減を図る必要があることから、平成11年から平成16年までの実施状況を踏まえ、退職職員の補充の抑制、民間委託、組織の統廃合の推進により、今後5年間の削減目標を5%とする。

(3) 定員適正化目標

1. 平成17年度を初年度とし、平成22年度の職員数を5年間で5%削減する。

削減数算出

平成17年4月1日現在職員数 88人×5% = 4.4人 5人
 よって、平成22年4月1日における職員目標数を83人とする。
 なお、計画には公営企業会計所属職員を含む。

各年度職員予定数 (単位:人、%)

	前年度末 職員数 A	採用 予定 B	4月1日 職員数 C=A+B	増 減 前年/当該 年度(%)	退職 予定 D	年度末 職員数 F=C-D	備 考
平成17年度	86	2	88	4.35	5	83	
平成18年度	83	3	86	2.27	0	86	
平成19年度	86	0	86	±0%	5	81	
平成20年度	81	3	84	2.33	3	81	
平成21年度	81	2	83	1.19	2	81	
平成22年度	81	2	83	±0%	5	78	

平成17年度 - 平成22年度 = 88 - 83 = 5人減 (5.68%)

参考 平成11年度 - 平成22年度 = 101 - 83人 = 18人減 (17.82%)

2 平成11年4月1日から平成16年4月1日までの純減実績

(単位:人、%)

年度	前年度末 職員数 A	採用 B	4月1日 職員数 C=A+B	増 減 前年/当該 年度(%)	退職 者数 D	年度末 職員数 F=C-D	備 考
平成11年度	101	0	101		4	97	
平成12年度	97	2	99	1.98	4	95	
平成13年度	95	2	97	2.02	2	95	
平成14年度	95	0	95	2.06	4	91	
平成15年度	91	3	94	1.05	2	92	
平成16年度	92	0	92	2.13	6	86	

平成11年度 - 平成16年度 = 101 - 92 = 9人減 (8.91%)

給与の適正化関係

1 高齢層職員昇級停止

現在は、57歳以上で昇給延伸、59歳で昇給停止であるが、高齢層職員の昇給抑制を平成18年4月の給与制度の見直しにあわせて行う予定

2 不適正な昇給運用の是正

勸奨退職時1号昇給、枠外昇級の12月昇給を実施しており、平成18年4月の給与制度の見直しにあわせて、是正を実施

3 級別職員分類表に適合しない級への格付け等の見直し

主任主査での昇格を実施しているが、平成18年4月の給与制度の見直しにあわせて、級別職員分類表の見直しを実施

4 退職手当の支給率の見直し

退職手当の支給率の見直しについては、自己都合退職者を除く勤続20年以上の職員について平成15年度の支給率減額の改正で国と同様に実施した。

5 諸手当の総点検の実施

(1) 特殊勤務手当の適正化

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものであります。

本村では、平成17年度より特殊勤務手当の支給額などを見直しを行ってきました。

現在支給されている税務職員（月額2,500円）と保育所職員（月額2,500円）に対する支給を凍結し、全ての特殊勤務手当を支給しないこととします。

(2) その他の手当の適正化

時間外手当

時間外勤務の縮減により、総人件費の圧縮のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康障害の発生の防止を図るため、時間外手当の縮減を図ります。

6 技能労務職の給与の見直し

(1) 国や民間の同種の職種との比較の実施

技能労務職の給与の比較は現在行っていない。今後も独自に比較を行うことは考えていない。

(2) 給料表の適正化

技能労務職の給料表は、国の技能職と一般行政職の給料表の組合せにより実施しているが、平成18年4月の給与制度の見直しにあわせて、是正を実施。

7 その他

特になし

定員・給与の公表

1 17年度の公表状況

(1) インターネットHPへの掲載の有無

HPでの掲載を今年度末までに実施の予定。

(2) 国の公表様式への準拠

上記のHPで掲載する場合は、国の公表様式への準拠する予定。

(3) その他の媒体による公表状況

給与については、毎年2月発行の広報誌により公表していた。しかし、定員については公表をしていなかった。17年度については、定員・給与について2月の広報誌に掲載する予定。

2 今後の計画

17年度の公表状況を継続する。

<第三セクター>

村が出資している第三セクターについては、関係市町村協議の上、関わり合いについて見直しをします。

<経費節減等の財政効果関係>

(歳入)

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	効果額計
(1) 超過課税の実施 法定外税新設	-	-	-	-	-	-
(2) 税の徴収対策	0	2,780	2,780	2,780	2,780	11,120
(3) 使用料・手数料 の見直し	0	330	1,430	1,430	1,430	4,620
(4) 未利用財産の売 り払い等	2,492	0	2,000	16,400	76,500	97,392
(5) その他	0	0	0	1,600	1,600	3,200
合 計	2,492	3,110	6,210	22,210	82,310	116,332

(歳出)

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	効果額計
(1) 人件費削減	60,334	43,334	8,334	47,934	26,734	186,670
(2) 組織の統廃合	-	-	-	-	-	-
(3) 民間委託による 事務事業費削減	-	-	-	-	-	-
(4) 施設等維持費見 直し	0	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
(5) 補助金等の整理 合理化	0	10,600	36,900	106,600	211,300	365,400
(6) 投資的事業費の 見直し	490,000	214,800	240,400	200,900	9,000	1,155,100
(7) 内部管理経費の 見直し	1,300	10,200	10,200	10,200	10,200	42,100
(8) その他事務事業 の整理合理化	6,000	6,400	5,750	6,250	6,750	19,150
(9) その他	-	-	-	-	-	-
合 計	545,634	286,434	302,684	372,984	265,084	1,772,840

地方公営企業（簡易水道事業）

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国において策定され、地方公営企業については経営健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な水道事業の発展を図るため、民間的な経営手法を取り入れるなどして、一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

現 状

本村の簡易水道事業は、昭和53年12月の創設事業竣工により1日あたり800^mの給水能力を持つ施設が完成しましたが、その後の生活様式の近代化、市街地化形成により、水需要は増加の一途をたどり、施設能力の限界に達しておりました。このため、平成5年度から3年の歳月をかけ水量拡張事業を主とする第1次拡張事業を実施し、1日あたり1,820^mの給水能力を持つ水道施設が完成いたしました。

平成16年度末の給水普及率は42.1%（給水人口3,218人、給水戸数1,034戸（事業所等を含む））となっています。

水需要については、平成16年度をまでは増加傾向にありましたが、今後は、急激な水需要の増加は見込まれず、ほぼ横ばいで推移するものと思われます。料金収入については、概ね4年ごとに料金改定を実施し、現在約5500万円の収入があります。

今後、給水収益の大幅な増収を見込めない経済情勢の中、安定給水確保のため、老朽施設の更新、災害対策等、設備投資の推進等により、経営環境はより一層厳しくなることが見込まれます。

課 題

1. 老朽施設・老朽管の更新

施設については、有収率が88%程度を維持しているものの、老朽配水管の布設替等が必要になっております。更に、平成26年には、第1水系浄水施設が耐用年数を迎えるため、浄水施設の全面改修が必要となっております。また、石綿セメント管（アスベスト管）が約13kmあり、これらの鋳鉄管への布設替が急務となっております。施設整備の検討が最重要課題となっております。

2. 危機管理対策

平常時はもとより、自然災害や水質事故等の緊急事態においても、基幹的な施設の安

全確保や重要施設への給水の確保等、危機管理対策を推進していく必要があります。

3 . 水質管理

水源における水質事故を早期に発見するために、水源監視体制に万全を期するとともに、病原性微生物、環境ホルモンや農薬等による水源汚染等、多様化する水質問題に対応するため、水質検査態勢を強化して、水道水の安全性を確保する必要があります。

4 . 未給水地区の解消

我が国の水道普及率は、96.8%（平成14年度末現在）に達し、国民の大部分が水道による水の供給を受けることができるようになりました。しかし、本村の給水普及率は未だに42.1%と未給水地区が多く存在しています。

公衆衛生の向上及び生活環境の改善のため、普及率の向上を図っていく必要がありますが、これには、多額の費用が必要なため、給水要望、緊急性、他事業との整合性、財政状況等を勘案しながら、施設整備を行う必要があります。

5 . 環境保全

地球温暖化等、環境問題が地球規模で深刻化している中で、村では、水資源やエネルギーの有効利用、資源リサイクルの推進など、環境に配慮した事業推進に努める必要があります。

6 . 経営の活性化・効率化

収入の確保が年々厳しさを増す中で、過去の建設改良費(第1次拡張事業)から発生する元利償還金や、老朽化施設の更新等の経費が経営を圧迫することが予想されます。さらなる経費の削減、民間的経営手法の導入や財務体質の強化等に取り組む必要があります。

事業運営の基本方針

1 . 効率的な事業運営

施設の効率的な運用を図るとともに、民間委託等を積極的に活用しながら事務事業全般の効率化を進めることにより、「安定給水」と「経営の安定化」の実現を目指します。

2 . 利用者の視点に立った事業運営

利用者の水道事業に対する信頼や満足度を向上させていくため、サービスの内容とコストのバランスについて、ニーズを十分に把握するとともに、双方向の情報伝達

を積極的に推進することにより、利用者と一体となった事業運営を目指します。

3. 長期的視点に立った事業運営

将来にわたる安定的な給水と経営の確保という観点から、長期的な視点に立った検討が必要なものについては、平成22年度以降の事業運営も視野に入れながら計画的に取り組んでいきます。

計画期間

計画期間 平成17年度を初年度とし平成21年度を終了年度とします。

事業運営の目標

水道事業は、ライフラインとして、村民の生活や社会経済活動に欠かすことのできない事業であり、安定給水の確保、安全でおいしい水の供給、未給水地区の解消を主要施策として位置づけ、計画的効率的に推進していきます。

今後においても、将来にわたり安全でおいしい水の安定供給を確保するため、平常時はもとより災害時におけるライフラインとして、施設のリフレッシュや災害対策、多様化する水質問題等に対応する事業について、環境にも配慮しながら推進します。

1. 安定給水の確保

配水管や浄水場、配水池等、老朽化した施設を計画的に更新・改良を行います。

また、地震などの災害時に飲料水が確保できるよう、配水池の増設や応急給水体制の整備等、災害対策の充実を図ります。

さらには、安定した水量、水圧を維持するため、配水管路を整備するとともに、漏水防止に努めます。

2. 安全でおいしい水の供給

きれいな川をつくり、安全でおいしい水を供給するため、多様化する水質問題への対応強化や浄水施設の保安対策等を行います。また、村民による乙空釜ウォータークリーン事業を引き続き取り組むとともに、水源保全のための水源かん養保安林を指定していく必要があります。さらに、施設の更新にあたっては、電力量削減による二酸化炭素削減等、環境への配慮に努めます。

3 . 未給水地区の解消

未給水地区について、地域の給水要望や実態を踏まえ、水道施設の整備を行います。なお、個々の目標値等については平成18年度において策定する「地域水道ビジョン」に明示します。

経営基盤強化への取り組みに係る基本方針

村では、これまでも業務の委託化をはじめ、OA化の推進や工事のコスト縮減等、さまざまな観点から経営の効率化に努めてきました。

今後も、社会情勢の変化に的確に対応するため、絶えず事務事業の見直しを行い、より一層の効率化や財務体質の強化に努めるとともに、民間的経営手法を導入し経営の活性化を図ります。

また、こうした経営改革の推進を行うため、企業において最も重要な資源である人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体として経営能力の向上に適切に結びつけていきます。

1 . 経営の効率化

人件費の削減、工事コストの縮減、維持管理経費の削減、収入の確保利用料金収納率を97%以上とします。

2 . 民間的経営手法の導入

アウトソーシング

委託可能な業務の選定し、平成18年度から実施します。

情報開示

水道事業の決算状況等、村のホームページに掲載します。

水質基準不適合率

安全な水を供給するため、水質管理が適正に行われているかどうかを示す「水質基準不適合率」を0%とします。

3 . 人材育成

企業意識の高揚

経営に精通した有識者のセミナー及び実際にあったトラブル事例を検証する村民対応実務研修会の開催により、職員の経営感覚とサービス精神の向上を図ります。

水道技術の継承

現場業務の委託化や経験職員の退職に伴う、現場技術の低下を補完するため、個々の職員の技術水準に応じた技術研修や技能講習会を実施します。

なお、個々の目標値等については平成18年度において策定する「地域水道ビジョン」に明示します。

事業計画
 中期財政収支計画
 収益的収支及び資本的収支

(単位：千円)

		H17	H18	H19	H20	H21
収益的 収支	総収益 +	109,800	111,800	111,000	115,000	115,000
	営業収益	59,800	61,800	65,000	65,000	65,000
	料金収入	55,000	55,000	55,000	55,000	60,000
	受託工事収益	4,800	6,800	10,000	10,000	5,000
	営業外収益	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	国県補助金	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	総費用 +	75,155	75,792	77,611	76,298	69,928
	営業費用	36,300	38,400	41,700	41,800	36,900
	職員給与費	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900
	受託工事費	4,800	6,800	10,000	10,000	5,000
	その他	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	営業外費用	38,855	37,392	35,911	34,498	33,028
	地方債利息	38,855	37,392	35,911	34,498	33,028
一時借入金利息	0	0	0	0	0	
収支差引 -	34,645	36,008	37,389	38,702	45,072	
資本的 収支	資本的収入	15,000	15,000	87,000	87,000	84,000
	地方債	0	0	35,000	35,000	35,000
	他会計繰入金	15,000	15,000	27,000	27,000	24,000
	国県補助金	0	0	25,000	25,000	25,000
	資本的支出	55,807	57,269	130,945	132,358	133,827
	建設改良費	20,000	20,000	95,000	95,000	95,000
	地方債償還金	35,807	37,269	35,945	37,358	38,827
収支差引 -	40,807	42,269	43,945	45,358	49,827	
当年度純損益 +	6,162	6,261	6,556	6,656	4,755	

簡易水道事業債残高・償還金

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
残高	1,384,163	1,309,502	1,237,646	1,165,790	1,093,935
償還額	74,662	74,661	71,856	71,856	71,855

定員管理に関する計画

村定員管理計画に準ずる。

給与の適正化に関する計画

村給与の適正化に関する計画に準ずる。

将来需要予測

	H17	H18	H19	H20	H21
給水人口(人)	3,218	3,251	3,283	3,315	3,346
1日平均給水量(m ³ /日)	1,080	1,100	1,120	1,140	1,160
1日最大給水量(m ³ /日)	1,384	1,398	1,412	1,426	1,439
年間総給水量(m ³)	394,200	401,500	408,800	416,100	423,400
年間総有収水量(m ³)	346,800	355,000	363,000	372,000	381,000

主要施策

	施策名	実施時期	内容(理由)
1	石綿セメント管更新事業	H19～H22	村内に約13kmある老朽管(石綿セメント管)の布設替工事
2	給配水管管理図作成事業	H18～H22	水道維持管理の基本となる給配水管の管理図(給水台帳)の整備

設備投資計画

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
老朽管更新	14,500	13,000	90,000	90,000	90,000
浄水場老朽化対策	5,500	7,000	5,000	5,000	5,000

経営改革への取り組み

1. 浄水場等水道施設の効率的運営

浄水場等の運転管理業務の委託化、無人化について検討を進め、より効率的な施設運営を行います。

2. 民間委託の導入

水道メーター検針業務委託の継続するとともに、他の業務についても民間委託に向けた検討を進めます。

3. 今後予定される老朽化施設更新等における工事コストの縮減

厳しい財政事情の中で、老朽化施設の更新等を進めていくため、さらなる工事コストの低減を図るとともに、工事の時間的コストの低減等についても取り組むなど、総合的なコスト縮減を図っていく必要があります。

4. 指定管理者制度の導入

現在のところ特に取り組む予定はありません。

人材育成

民間企業と同等の経営意識とコスト意識が持てるよう職員の能力、資質の向上を図るため、自治研修所や公営企業関係団体等の開催する研修に積極的に参加するほか、民間的経営手法を会得するため民間有識者を招請し独自の研修を実施します。

経費節減等の取り組みによる効果額

(単位：千円)

	項 目	H17	H18	H19	H20	H21
収 入	未収金の徴収対策	0	0	0	0	0
	料金の見直し	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000
	未利用財産の売払等	0	0	0	0	0
	その他(加入金の見直し)	0	0	0	100	100
支 出	人 件 費	一般会計に準ずる。				
	民間的経営手法の導入による 事務事業費削減	0	0	0	0	0
	その他(維持管理経費の削減)	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
	合 計	7,000	7,500	8,000	13,600	14,100

計画達成状況の公表

1. 公表の時期

平成19年度に公表します。

2. 公表方法

広報紙・ホームページ等で村民に公表します。

3. 計画達成状況の評価方法

計画期間中において、社会経済情勢の変化やそれらに伴う行政需要の変化、関係法令の改正、上位計画・関連計画の策定。改訂等があった場合には、必要に応じて計画を見直しするとともに、随時、村簡易水道事業運営委員会を開催し、実施状況の評価を行います。

地方公営企業（下水道事業）

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国において策定され、地方公営企業については経営健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な下水道事業（農業集落排水事業）の発展を図るため、民間的な経営手法を取り入れるなどして、一層の経営基盤の強化と自立性の強化を推進します。

現 状

本村の下水道事業（農業集落排水事業）は、平成10年度に上蓬田地区、平成15年度に北方地区が供用開始され、処理対象人口3,190人に対する平成16年度末の接続率は約50%（処理人口1,609人）となっています。

また、現在本村で3地区目となる永田地区が平成22年度の供用開始を目指して整備を進めており、下水道整備地区の3地区と地区外で実施している合併処理浄化槽設置整備事業を併せた本村全域での生活排水処理普及率を80%と設定し、計画的かつ効率的な事業展開を実施しているところです。

今後は、さらに生活排水の適正処理に努め、下水道施設の計画的な維持・更新に努めるとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため、下水汚泥の資源化などを推進する必要があります。また、さらなる水洗化の推進、不明水対策等により経営の効率化を図る必要があります。

課 題

1．施設の改築・更新

現有施設の延命化を図りつつ、計画的な改築・更新を行い、下水道の機能維持を図るとともに、維持管理の効率化や機能向上を図ります。

2．危機管理対策

平常時はもとより、自然災害や河川放流水の水質事故等の緊急事態においても、危機管理マニュアルに基づき、迅速な危機管理対策を推進していく必要があります。

3．高度処理対策

施設の整備・更新に併せて、窒素、りん、色等の除去を目的とした高度処理の促進を図り、環境に配慮した事業運営を進めます。

4．不明水の解消

整備区域内での管渠の定期的点検を行い、不明水の解消に努めます。

5 . 環境保全

地球温暖化等、環境問題が地球規模で深刻化している中で、村では、水資源やエネルギーの有効利用、資源リサイクルの推進など、環境に配慮した事業推進に努める必要があります。

6 . 経営の活性化・効率化

料金収入を確保するため、普及啓発活動を積極的に展開し、接続率の向上を図るとともに、経営の安定化に努める必要があります。また、施設の維持管理経費の抑制を図りつつ、計画的な財政執行を行うとともに、民間的経営手法の導入や財務体質の強化等に取り組む必要があります。

事業運営の基本方針

1 . 効率的な事業運営

施設の効率的な運用を図るとともに、民間委託等を積極的に活用しながら事務事業全般の効率化を進めることにより、「経営の安定化」の実現を目指します。

2 . 利用者の視点に立った事業運営

利用者の下水道事業に対する信頼や満足度を向上させていくため、サービスの内容とコストのバランスについて、ニーズを十分に把握するとともに、双方向の情報伝達を積極的に推進することにより、利用者と一体となった事業運営を目指します。

3 . 長期的視点に立った事業運営

将来にわたり、水環境保全の推進を図る観点から、永田地区の供用開始が予定されている平成22年度以降の事業運営も視野に入れながら計画的に取り組んでいきます。

計画期間

計画期間 平成17年度を初年度とし平成21年度を終了年度とします。

事業運営の目標

下水道事業は、ライフラインとして、村民の生活や社会経済活動に欠かすことのできない事業であり、機能の維持、未整備地区の解消を主要施策として位置づけ、計画的効率的に推進して行きます。

将来にわたり水環境保全の推進を図るため、平常時はもとより災害時におけるライフラインとして、施設のリフレッシュや災害対策等に対応する事業について、環境にも配慮しながら推進します。

1. 有収汚水量の向上

下水道管渠等の定期的な点検・管理を図りながら、施設を計画的に更新・改良を行い、不明水の解消に努め、有収汚水量の向上に努めます。

2. 未整備地区の解消

未整備地区について、地域の要望や実態を踏まえ、施設の整備を行います。

3. 接続率の向上

料金収入を確保するため、普及啓発活動を積極的に展開し、接続率の向上を図ります。

経営基盤強化への取り組みに係る基本方針

村では、これまでも業務の委託化をはじめ、OA化の推進や工事のコスト縮減等、さまざまな観点から経営の効率化に努めてきました。

今後も、社会情勢の変化に的確に対応するため、絶えず事務事業の見直しを行い、より一層の効率化や財務体質の強化に努めるとともに、民間的経営手法を導入し経営の活性化を図ります。

また、こうした経営改革の推進を行うため、企業において最も重要な資源である人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体として経営能力の向上に適切に結びつけて行きます。

1. 経営の効率化

人件費の削減、工事コストの縮減、維持管理経費の削減、収入の確保利用料金収納率を97%以上とします。

2 . 民間的経営手法の導入

アウトソーシング

委託可能な業務の選定し、平成18年度から実施します。

情報開示

下水道事業（農業集落排水事業）の決算状況等、村のホームページに掲載します。

コスト削減

コスト削減を前提にした競争入札制度や、複数年契約の導入について検討します。

3 . 人材育成

企業意識の高揚

経営に精通した有識者のセミナー及び実際にあったトラブル事例を検証する村民対応実務研修会の開催により、職員の経営感覚とサービス精神の向上を図ります。

技術の継承

現場業務の委託化や経験職員の退職に伴う、現場技術の低下を補完するため、個々の職員の技術水準に応じた技術研修や技能講習会を実施します。

事業計画
中期財政収支計画
 収益の収支及び資本の収支

(単位：千円)

		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
収 益 の 収 支	総収益 +	58,533	54,854	56,003	55,761	55,782
	営業収益	23,733	24,060	26,126	28,303	32,658
	料金収入	23,733	24,060	26,126	28,303	32,658
	受託工事収益	0	0	0	0	0
	営業外収益	34,800	30,794	29,877	27,458	23,124
	国県補助金	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	34,800	29,892	28,877	27,458	24,124
	総費用 +	59,321	57,354	56,503	56,261	56,282
	営業費用	37,228	35,888	35,107	34,207	33,307
	職員給与費	18,692	17,957	17,900	17,850	17,800
	受託工事費	0	0	0	0	0
	その他	18,536	17,931	17,207	16,357	15,507
	営業外費用	22,093	21,466	21,396	22,054	22,975
	地方債利息	22,093	21,466	21,396	22,054	22,975
一時借入金利息	0	0	0	0	0	
収支差引 -	788	500	500	500	500	
資 本 的 収 支	資本的收入	84,969	192,129	319,583	318,185	93,157
	地方債	14,900	49,900	87,600	86,000	181,000
	他会計繰入金	43,869	57,079	96,783	61,230	50,167
	国県補助金	26,200	85,150	135,200	170,955	24,890
	資本の支出	84,969	192,129	319,583	318,185	93,157
	建設改良費	46,300	149,720	273,100	272,110	46,880
	地方債償還金	38,669	42,409	46,483	46,075	46,277
	収支差引 -	0	0	0	0	0
当年度純損益 +	788	500	500	500	500	

下水道事業債残高

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
起債残高	1,132,641	1,423,520	1,447,455	1,466,590	1,401,055
償還額	60,761	63,665	66,863	65,535	64,841

定員管理に関する計画

村定員管理計画に準ずる。

給与の適正化に関する計画

村給与の適正化に関する計画に準ずる。

将来需要予測

	H17	H18	H19	H20	H21
処理人口(人)	2,180	2,400	2,600	3,000	3,300
年間総処理量(m ³)	154,000	170,000	184,000	212,000	234,000
年間総有収汚水量(m ³)	154,000	170,000	184,000	212,000	234,000

主要施策

	施策名	実施時期	内容(理由)
1	新規永田地区建設事業	H17～H21	下水管布設及び汚水処理場建設
2	汚泥利用調整対策	H18～	既存施設で発生する汚泥利用のコンポスト化を需要時期に併せて調整し汚泥処分料金の軽減化を図る
3	非補助農業基盤整備資金の借入	H20～	区域内住民の宅地内配管等工事費の融資制度を活用し、新規永田地区の接続率向上を図るため、管理組合による加入促進活動の展開

設備投資計画

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
永田地区管路工	30,900	120,794	214,516	119,688	45,000
永田地区処理場	12,500	20,206	54,484	147,312	0

経営改革への取り組み

1. 処理施設施設の効率的運営

処理場等の運転管理業務の民間委託化を進め、より効率的な施設運営を行います。

2. 民間委託の導入

現在実施している処理施設の維持管理業務委託を継続するとともに、他の業務についても民間委託に向けた検討を進めます。

3. 今後予定される老朽化施設更新等における工事コストの縮減

厳しい財政事情のなかで、老朽化施設の更新等を進めていくため、さらなる工事コストの低減を図るとともに、工事の時間的コストの低減等についても取り組むなど、総合的なコスト縮減を図っていく必要があります。

4. 指定管理者制度の導入

現在のところ特に取り組む予定はありません。

人材育成

民間企業と同等の経営意識とコスト意識が持てるよう職員の能力、資質の向上を図るため、自治研修所や公営企業関係団体等の開催する研修に積極的に参加するほか、民間的経営手法を会得するため民間有識者を招聘し独自の研修を実施します。

経費節減等の取り組みによる効果額

(単位：千円)

	項 目	H17	H18	H19	H20	H21
収 入	未収金の徴収対策	50	75	76	77	79
	料金の見直し	0	0	0	0	0
	未利用財産の売払等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
支 出	人 件 費	一般会計に準ずる。				
	民間的経営手法の導入による 事務事業費削減	0	0	0	0	0
	その他(維持管理経費の削減)	0	1,500	1,500	1,500	1,500
	合 計	50	1,575	1,576	1,577	1,579

計画達成状況の公表

1. 公表の時期

平成19年度に公表します。

2. 公表方法

広報紙・ホームページ等で村民に公表します。

3. 計画達成状況の評価方法

計画期間中において、社会経済情勢の変化やそれらに伴う行政需要の変化、関係法令の改正、上位計画・関連計画の策定。改訂等があった場合には、必要に応じて計画を見直しするとともに、随時、関係課と協議しながら、実施状況の評価を行います。